○農林水産省告示第千百九十六号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第四条第一項の規定に基づき、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成二十三年三月十四日農林水産省告示第四百七号）を次のように変更したので、同法第四条第五項及び第四十条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十八年五月十六日

農林水産大臣　森山　裕

第一章の第一を次のように改める。

第１　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

農林漁業が就業者の減少や高齢化、所得の減少など厳しい状況にある中、今後、その競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農山漁村の所得の増大と農林水産分野への再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。

このため、農林漁業者等が明確な事業戦略の下で取り組む農林漁業及び関連事業の総合化を促進することにより、農林水産物等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第３条第２項に規定する農林水産物等をいう。以下同じ。）の生産・加工・流通過程において、価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する必要がある。

また、こうした取組を通じ、消費者ニーズを踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農林漁業経営体の創出を促進することが重要である。

さらに、農観連携やバイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携など、地域の多様な資源を活用した取組を促進し、農山漁村全体の活性化を推進する必要がある。

このような視点に立ち、政府は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に関する施策を講じ、農林漁業の６次産業化を強力に推進する。

第一章の第２の２を次のように改める。

２　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の基本的な方向

農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農林漁家民宿、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し経営を多角化・高度化する取組を推進する。

また、農林漁業者等がバイオマスを加工し、得られたエネルギーや製品の販売に進出する取組や、地域の多様な事業者が太陽光・水力・風力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進する。

さらに、農林水産物等の価値の創出と農林漁業の成長産業化を加速するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構又は支援対象事業活動支援団体（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）第21条第１項第２号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。以下同じ。）（以下「機構等」と総称する。）による資金供給その他の支援の利用の拡大を図る。

加えて、農林漁業者等による市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための取組を支援する施策と連携しつつ、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を推進する。

第一章の第３の１の⑴のアの㋐中「株式会社農林漁業成長産業化支援機構又は株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）第21条第１項第２号に規定する支援対象事業活動支援団体（以下「機構等」と総称する。）」を「機構等」に改め、同第３の３の⑴中「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改める。

第一章の第４の３を次のように改める。

３　支援体制の整備

⑴　６次産業化サポートセンターによる支援

農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を「６次産業化プランナー」として全国に配置するとともに、中央段階及び都道府県段階に６次産業化サポートセンターを設置し、６次産業化プランナーの選定、登録及び派遣を行うほか、６次産業化プランナーによる支援活動の内容を評価することにより、サポート活動の充実を図る。

⑵　地域における行政を中心とする関係者の連携による支援

地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、６次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。

この体制においては、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における６次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。

さらに、地方農政局等が中心となり、都道府県及び市町村、６次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対し、総合化事業の構想段階における提案、事業計画の作成の支援を行うとともに、認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等に対し、事業の進捗と経営の状況を踏まえ、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行う。

第２章の第３の１の⑵中「都道府県知事（」の次に「農地法第４条第１項に規定する指定市町村の長又は」を加え、「、同法」を「若しくは同法」に改め、「又は同法第252条の26の３第１項の特例市」を削る。

第３章の第２の１中「並びに地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター」を削る。

第３章の次に次の附則を加える。

附　則

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第２条に規定する施行時特例市に対する第２章の第３の１の⑵の規定の適用については、同⑵中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第２条に規定する施行時特例市」とする。

○農林水産省告示第千百九十七号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成二十四年十二月十一日農林水産省告示第二千五百五十六号）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十八年五月十六日

農林水産大臣　森山　裕

１の⑵中「より」の次に「、対象事業者（機構及び支援対象事業活動支援団体から出資による支援を受ける場合にあっては、）」を加え、「２次産業・３次産業の分野における農林漁業者主体の法人が」を「農林漁業者主体の法人）が、２次産業・３次産業の分野において」に改め、同１の⑷中「ものと」を「など、安定的な成長発展が」に改める。

２中「支援内容」を「出資による支援の内容」に、「対象事業活動支援団体は」を「対象事業活動支援団体（出資により対象事業活動の支援を行う場合に限る。以下２から４までにおいて同じ。）は」に改め、同２の⑸の①中「認定」の次に「（以下「総合化事業計画の認定」という。）」を加える。

３中「農林漁業者の主導性の確保に関する」を「出資による支援に係る農林漁業者の主導性の確保に関する」に改める。

４の⑴の②のカ中「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」の次に「（以下「法」という。）」を加え、同４の⑵の②中「当該対象事業活動に対する機構からの資金供給の割合については、間接出資の場合との均衡にも配慮しつつ、必要な範囲内において検討する」を「機構及び支援対象事業活動支援団体並びにその他の官民ファンドが対象事業者に対して有する議決権の合計が当該対象事業者の総議決権の２分の１以下である」に改め、同㋑に次のただし書を加える。

ただし、２分の１を超えることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。